

千葉県を含む東京事業エリアの処分期限

高濃度PCB廃棄物

- PCB使用変圧器・コンデンサー等
令和4年(2022年) 3月31日
- PCB使用安定器・汚染物等
令和5年(2023年) 3月31日

低濃度(微量)PCB廃棄物

令和9年(2027年) 3月31日

印字スペース w85 × h55 mm

照明器具のPCB使用安定器に関する調査票

返信の締め切り：令和4年 7月 25日 (月)

PCB使用照明器具はPCB特別措置法で定められた期限までに処分しなければなりません。
違反者は罰則等の対象となります。

お問い合わせ
窓口



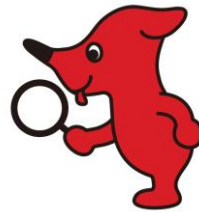
九都県市

千葉県 PCB 特設事務局

受付期間：令和4年6月29日(水)～令和4年8月7日(日)

TEL 0120-48-5681 (受付時間 毎日8:30～17:15)

FAX 0120-99-9113 (24時間受付)



チーバくん

記入者情報

問い合わせさせていただくことがありますので、必ず太枠内の情報をご記入ください。

記入年月日	令和	年	月	日
調査対象建物名	(個人の方は記入者氏名欄に記入してください。)			
調査対象建物 所在地(地番)	例) ○○○市○○○町3丁目223-9 例) 建築年：昭和46年、建物用途：店舗 居宅、付属建物種別：車庫			
記入者氏名		記入者連絡先	-	-
自由記入欄				

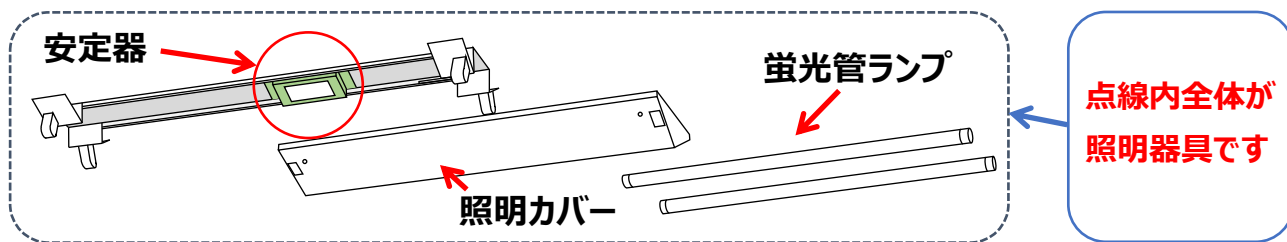


使用中の照明設備は感電のおそれがありますので、調査は、なるべく電気工事業者や専門の調査会社等(建物の維持管理を委託している場合はメンテナンス会社)にご相談ください。建物の竣工図書、過去に調査した記録等がある場合にはそれをもとに自由記入欄にご記入ください。

設問 1 照明器具の交換について

調査 No. CA-●●●●●●●●

- 照明器具とは、蛍光灯ランプの他に下図に示すように安定器も含みます。



所有する建物は、 昭和 52 年 4 月以降に、 全ての 照明器具を交換している。 当てはまる回答に○を付けてください。	はい ・ いいえ ・ 不明
--	---------------

「はい」を選択した方は、設問 2 へ。「いいえ」「不明」を選択した方は設問 3 へ。

設問 2 照明器具の保管と処分について

交換し不要となった照明器具を 全て 処分した。 当てはまる回答に○を付けてください。	はい ・ いいえ ※処分せず保管しているものが 1 つでもあれば 「いいえ」に○を付けてください。
---	---

「はい」を選択した方は、調査終了です。「いいえ」を選択した方は設問 3 へ。

設問 3 照明器具安定器の PCB 使用について

- 設問 1、2 で「いいえ」または「不明」と回答した建物については、PCB が使用されている照明器具安定器が設置、または保管されている可能性があります。**別紙を参考にして必ず調査を行って下さい。**

電球や丸型蛍光灯器具、一般家庭用照明器具には PCB は使われていません。

めいぼん 銘板

蛍光灯の安定器

照明器具のラベルまたは安定器の銘板を確認。

PCB 使用照明器具安定器を 保管または設置している。 当てはまる回答に○を付けてください。	はい ・ いいえ
--	----------

※千葉県内における PCB 使用安定器の処分期限は令和 5 年（2023 年）3 月 31 日までです。
処分期限を過ぎて PCB 廃棄物をお持ちの場合には、**改善命令・罰則の対象となる可能性があります。**

調査終了です。ご協力ありがとうございました。
ご送付いただいた調査票は、返却いたしません。
※設問 3 で「はい」と回答された方は、期限内の処分と千葉県への届け出が必要です。詳しくは、千葉県のホームページをご覧ください、千葉県 環境生活部 廃棄物指導課までお問い合わせください。

